

# 江東区地域経済活性化基本条例（項目案）

## パブリックコメントの報告について

江東区地域経済活性化基本条例の制定にあたり、項目案に対する意見募集を行いました。

### 1. 区報およびホームページによる意見募集

実施期間：平成20年1月12日～平成20年2月1日

内 容：1月12日の区報特集号に条例（項目案）の概要を、またホームページに条例（項目案）全文を掲載し、意見の募集を行いました。

また、閲覧もできるよう、区役所情報公開コーナー、経済課窓口に項目案を設置しました。

意見の提出方法は、区報特集号に印刷されたハガキ等の郵便、FAX、電子メール、窓口への持参のいずれかによるものとししました。

### 2. 項目案に寄せられた意見

提出者数 34人

意見件数 56件

(※上記の他、事業に対する具体的な要望等も多数お寄せいただきました。)

# 江東区地域経済活性化基本条例パブリックコメント集計結果

## 1 男女別・年齢別集計

(単位:人)

	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計	構成比(%)
男性	1	1	2	3	7	14	28	82.4
女性	1			1	2	2	6	17.6
合計	2	1	2	4	9	16	34	100.0
%	5.9	2.9	5.9	11.8	26.5	47.0	100.0	

## 2 地区別・年齢別集計

(単位:人)

	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計	構成比(%)	深川・城東(%)
東砂				1	2	3	6	17.6	61.9
北砂					2	2	4	11.8	
亀戸						4	4	11.8	
大島					3	1	4	11.8	
南砂				1		2	3	8.9	
木場	1			2			3	8.9	
古石場	1		1				2	5.9	35.2
千石						2	2	5.9	
東陽		1					1	2.9	
森下						1	1	2.9	
高橋					1		1	2.9	
牡丹					1		1	2.9	
住吉			1				1	2.9	
区外						1	1	2.9	2.9
合計	2	1	2	4	9	16	34	100.0	100.0

## 3 提出方法

(単位:通)

ハガキ	31
電子メール	2
窓口へ持参	1
計	34

パブリックコメントに寄せられたご意見の要旨と区の考え方は、以下のとおりです。

意見をまとめるにあたっては、同様の意見はまとめて記載し、また事業に対する具体的な要望等、条例項目案に直接関係しない意見や、意見提出に際しての要件を満たさないものは掲載していません。

○パブリックコメントに寄せられたご意見の要旨と区の考え方

※同様の意見をまとめて40の意見に整理

	ご意見の要旨	区の考え方
条例全体に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例制定を行う姿勢を評価する。情報提供も良いと思う。</li> <li>・ 条例の考え方に大賛成です。</li> <li>・ 地域経済の活性化に寄与する事で、賛成です。</li> <li>・ 大事な役割が明記された重要な条例であると思います。</li> <li>・ 基本条例は可です。更に具体的な各論の展開を期待します。</li> <li>・ 町会等の地域活動への参加は、高齢者社会にとり大事な事項と考えます。</li> </ul>	(賛成する旨のご意見)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正のスパイラルを描けるような条例にしてください。</li> <li>・ 行政が中小企業、商店街を支援することで、江東の歴史と文化、環境、将来ビジョンのある地域経済振興条例になると思います。</li> </ul>	この条例は、区、事業者、商店会等の責務や区民の役割を明記し、地域における協働の意識醸成と行動を促すことで、地域経済の活性化を図ることを基本的な考え方としています。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制定にあたっては、区議会で充分審議を重ねてほしい。</li> </ul>	条例案は、平成20年第一回区議会定例会に提出し、十分な審議を経て制定します。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の結束感が基本で、地域意識の上に地域経済政策が成り立つと思う。</li> </ul>	地域経済の活性化のために、地域の結束感や地域意識は重要であることから、条例では、第1条(目的)で「地域における協働の意識醸成及び行動を促し、・・・」と表現しています。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理念条例であれば、労力と経費をかけて条例化せずとも、憲章としてアピールすれば足りるのではないか。</li> <li>・ 条例制定より、復活活性化未来企画委員会等を作って検討をしてください。</li> <li>・ 当初は期限付きの定例とし、条例としないほうが良いのではないか。</li> <li>・ 当たり前のことを条例として作る必要があるのか疑問である。宣言書やスローガンとして出すべきと考える。</li> </ul>	憲章、宣言、スローガンなどによる方法もありますが、区民の代表である区議会の議決が必要な条例とすることとしました。また条例に盛り込む事項については、中小企業、商店会および区民の各代表で構成する関係者会議を設置し、検討して来ました。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店主、会社経営者は金儲けのために努力しているので条例は要らないと思う。</li> <li>・ 条例制定により、何かをさせようとする上から押しつける姿勢を感じます。商店街活性化の案を広く求め、必要とされる条例を制定するのが順序であると思います。</li> </ul>	区内中小企業の振興は、活力ある江東区の実現にとって重要なことの一つであると考えています。また、この条例は、地域における協働の意識醸成と行動を促し、活力ある地域社会の実現を図ることを目的にしたもので、押しつける内容のものではありません。

	ご意見の要旨	区の考え方
項目に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画・基本方針の策定手続規定を入れ、さらに優良活動認定制度、重点活性化地域指定制度、事業者協定制度、関係者協議の場の設置など盛り込むよう再考すべきです。</li> </ul>	<p>この条例は、地域における協働の意識醸成や行動を促し、活力ある地域社会の実現を図るための基本的事項を定めた理念的な条例です。提案事業については、事業の具体的な検討をする際の参考にさせていただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>区長の責務について明確な記述をしてください。</li> <li>関係団体と連携し、振興条例の指針を定め、融資、助成金の交付、中小企業への支援等必要な施策について区長の責任を入れてください。</li> </ul>	<p>条例では、第4条で、区の基本施策と第5条で区の責務を規定しています。区の責務は、区長の責務と同趣旨です。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業の振興を入れてください。</li> <li>中小企業の果たしている役割とその振興について留意した記述をしてください。</li> <li>中小企業の果たしている役割について、記述してください。</li> </ul>	<p>第1条の目的の中に「区内産業の担い手である中小企業の振興」という表現を加えました。また、第4条の基本施策の中で中小企業振興のための区の施策を例示しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に、区長が中小企業振興に資する施策の実施状況を公表することを明記すべきです。</li> </ul>	<p>中小企業振興事業は、毎年発行される江東区中小企業施策ガイド、ホームページ、区報などで周知お知らせしています。また実施状況は、区報、区ホームページ、事務概説、総合実施計画実績報告書、予算・決算ノートなどで公表していますので、条例では規定しておりません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的と方針で述べている自助努力の記述は、事業者の役割に書いてある自主的な努力にすべきです。</li> </ul>	<p>自助努力は、自己に向けた努力の取り組みですので、事業者についても自助努力としました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模店舗と既存商店街とを融和させる理念を示す必要がある。</li> </ul>	<p>第9条(大企業者の理解と協力)で、大企業者と中小企業者の共存共栄、中小企業者の振興に協力するとともに、地域経済の活性化に努める旨を規定しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業振興会議をつくり、条例に基づいて施策の充実を図ってください。</li> <li>区長は、条例の規定に基づき地域の中小企業団体と密接に連携して中小企業を支援し、地域経済の活性化を図ってください。</li> </ul>	<p>区は、平成16年度に設置した産業団体、商業団体等で構成する「江東区中小企業活性化協議会」の活用を予定しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>商店会の活性化には、区の役割として大企業の出店規制をかけるべきです。</li> </ul>	<p>大規模小売店の出店については、「大規模小売店舗立地法」の趣旨から、従前の「大規模小売店舗法」のような商業調整等の規制は困難と考えています。</p>

	ご意見の要旨	区の考え方
項目に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本施策の「観光資源の発掘・創造等を図り、区の魅力を発信する」に維持・繁栄を附記してはどうか。</li> <li>基本施策の「観光資源の発掘・創造等図り、区の魅力を発信する」を、「観光資源の発掘・創造等についての事業化を区として積極的に認可・補助し、その魅力を区の内外に発信する」としたほうが、区民に主体性が出てくると思う。</li> </ul>	<p>第4条(基本施策)第6号に観光資源を維持・繁栄させる趣旨で「活用を図る」を加え、「観光資源の発掘、創造及び活用を図り、区の魅力を区の内外に発信すること。」としました。</p> <p>また、事業化の認可は規制する行為ですので、法令等に抵触するおそれがあります。補助については、名産品・みやげ品開発支援など実施していますが、具体的な事業化の中で補助の必要性について個々に検討します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本施策の「区内消費の拡大を推進する」は、これを基準に区内消費を義務づける法律が出来れば公正な取引という観点から問題がある。それはすなわち公務員を縛り、区民に不利益を生じる。ゆえに「区内での消費を魅力的に、購買、輸送等を容易にする」としてはどうか。</li> </ul>	<p>区内消費の拡大は、区内および区外からの来訪者の消費も含んだ区内での消費活動を促すもので、義務づけるものではありません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>区の将来に向けて中小企業を育てる「産学官民の連携」と人材の確保・育成策を入れてください。</li> </ul>	<p>第4条(基本施策)第1号の「事業者の創意工夫及び自助努力に基づく経営基盤の強化及び経営の革新を支援すること。」及び第2号で「産業基盤の整備及び拡充を図り、人材の育成、創業及び事業承継を支援すること。」に含んでいると考えます。また、現在、区では共同研究補助金事業の実施など産学公連携事業に取り組んでいます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業承継に係わる適切な施策を入れてしてほしい。</li> </ul>	<p>第4条(基本施策)第2号に「事業承継の支援」を加え、「産業基盤の整備及び拡充を図り、人材の育成、創業及び事業承継を支援すること。」としました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>商店会は地域住民に生活必需品の供給、ふれあいの場、防災など公共的役割を自覚し、商店街の役割が発揮できるよう努力することが必要です。</li> </ul>	<p>商店会は、商店等による商品の販売やサービスの提供という役割だけではなく、地域の交流の場としての役割や、防犯等、安全で安心なまちづくりの拠点としての役割もあると考えています。このため、第7条(商店会等の責務)第1項で「商店会は、商店街が地域のにぎわいと交流の場であるとともに、安全で安心なまちづくりの拠点であることを認識し、自主的な努力により、区民の理解及び協力を得ながら商店街の活性化に努めるものとする。」としています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>町会への参加は、各自が判断することで条例で指示することではない。</li> <li>地域活動について、高齢者は活動に限界がある。</li> </ul>	<p>地域における協働の意識醸成と行動を促すために盛り込みましたが、各自の判断と状況に応じての参加が基本で、強制するものではありません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内活動は、事業者、小売業者等とも参加すべきで差をつけることを要しない。</li> </ul>	<p>第6条(事業者の責務)第2項で「事業者は、地域社会の発展に寄与するとともに、地域活動に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。」と規定して、ご意見の趣旨を明記しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>大企業の役割も、他者の役割同様、具体的な努力規定を設けるべきです。</li> <li>大企業が、商店街、中小企業分野を侵害しないよう地域経済に努めるようにしていただきたい。</li> <li>中小企業と大企業は、共に地域社会の発展に欠くことができない。</li> </ul>	<p>第9条(大企業者の理解と協力)で、大企業者に中小企業者との共存共栄や中小企業者振興への協力、地域経済活性化の努力について規定しています。</p>